

令和 7 年度事業計画

自 令和 7 年 4 月 1 日

至 令和 8 年 3 月 31 日

全国社会保険労務士会連合会共済会は、全国社会保険労務士会連合会の福利厚生事業を推進するため、都道府県社会保険労務士会（以下「都道府県会」という。）及び保険会社等関係者の協力を得て、次の事業を行う。

1. 福祉共済事業

福祉共済事業として、以下の保険の団体契約にかかる業務を行う。

- (1) 死亡（高度障害・災害）・総合医療保険
- (2) 休業給付／傷害給付（団体総合生活保険）
- (3) 団体長期障害所得補償保険
- (4) 団体医療保険（団体総合生活補償保険（MS&AD型））
- (5) 特定疾病がん（特約ワイド給付・特約MAX給付・女性特約）あなたによりそうがん保険ミライト
- (6) 新しい形の医療保険 R E A S O N

2. 社会保険労務士賠償責任保険等に関する事業

社会保険労務士賠償責任保険については、引き続き都道府県会の協力を得て、引受保険会社及び有限会社エス・アール・サービスの協力のもと、サイバーリスク保険（特約）を含む本制度の加入促進と、保険事故の未然防止に引き続き取り組む。

また、使用者賠償責任保険については、社労士及びその関与先事業所を対象とする制度の加入促進に向けた取組みを行う。

3. 斡旋に関する事業

(1) 保養・宿泊施設利用の斡旋

加入者（加入者の家族及び従業員を含む。）に関係団体が経営する保養・宿泊施設の利用斡旋及び補助を行う。

(2) 顧問報酬自動振替システムの斡旋

社会保険労務士の報酬を顧問事業所から徴収するシステムの斡旋事業及び顧問事業所への口座振替制度の紹介事業を行う。

(3) 百貨店返礼用商品優待割引の斡旋

日本橋高島屋の返礼品カタログにおける優待割引の案内を行う。

4. 普及宣伝事業

(1) 『月刊社労士』及び共済会ホームページ等を活用し、各事業の周知を図るとともに、都道府県会及び保険契約締結会社の協力を得て、制度の普及及び利用促進を図る。

(2) 都道府県会の協力を得て、都道府県会会報誌への共済会に係る広告の掲載、ホームページへのバナーリンクの掲載及び研修会におけるチラシ配布を行い、より多くの会員に福利厚生制度の普及宣伝を図り、加入促進に向けた取組みを実施する。